作成日　　令和７年１１月１３日

重大な個人情報の漏えい等事案

１．漏えい等事案の発生日及び発覚日

発生日：令和７年８月 22 日

発覚日：令和７年８月 22 日

２．漏えい等事案に係る事実経過：

概要：

長崎市の附属機関の委員２名（Ａ・Ｂ）に対し、電子メールで口座振込依頼書等の様式（データ）を送信する際、「口座振込依頼書様式」データ内に保存していた委員２人（Ｂ・Ｃ）分の口座情報等（口座情報、事業所所在地、氏名）を削除しないままメールに添付し、送信した。

送信後、メールを受信した委員の１人（Ａ）からの連絡を受け、個人情報の漏えいが発覚した。

発覚の経緯・発覚後の主な事実経過（時系列）：

令和７年８月 22 日（金）・各委員へメールで口座振込依頼書等を送信。

令和７年８月 22 日（金）・一人の委員からほかの委員の口座情報が入っている旨連絡があり、漏えいが発覚。

・連絡を受けた委員以外の委員に連絡するが不通であったため、各委員に対して謝罪及び人事課に連絡いただくよう電子メールで依頼。

令和７年８月 25 日（月）・各委員へ経緯の説明及び謝罪を行った。

３．漏えい等した情報の内容

媒体：電子メール

内容：個人情報等（口座情報、事業所住所、氏名）

４．漏えい等した情報の対象人数

２人

５．漏えい等事案の発生原因

漏えい等させた者：市職員

原因：個人情報を削除せずフォーマットを送信

- メール作成から送信までの時間的余裕が無く、送信する添付ファイルデータ（口座振込依頼書）の内容の確認を怠った。
- １人で作業を行い、送信前の複数人でのチェックを行わなかった。

６．漏えい等事案の発生後の対応

・	令和７年８月25日（月）	誤って個人情報を送信した委員及び個人情報を流出させた委員へ本件の内容を報告し、謝罪を行った。
・	令和７年８月27日（水）	公表（記者投げ込み）

７．漏えい等事案の再発防止のための措置

実施済の措置：

- 個人情報などが含まれない様式を保存した「送信用データのフォルダ」を作成し、様式のデータ送信の際は、当該フォルダに保存した様式を送信するように徹底する。
- メール送信の手順や、過去事案などを踏まえた留意すべきチェックリストなどについてマニュアル化し、メール送信時には、当該マニュアルを確実に確認したうえで処理を行うように徹底する。
- 組織内で改めて個人情報に関する研修を行い、個人情報保護の徹底、個人情報を取り扱う際の意識向上を図る。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

- 口座情報等の個人情報を収集する方法として電子申請サービスを活用する。

８．漏えい等事案に関する担当課

人事課